

# 原料原産地表示の 義務化に向けて

平成22年10月  
消費者庁食品表示課

(第4回 消費者委員会食品表示部会 資料4 - 1抜粋)

# 農林水産省におけるこれまでの検討経緯

## 8品目の表示義務化

平成12年3月「加工食品の原料原産地表示検討委員会」報告

### 原料原産地表示を行う品目の選定基準

原材料の原産地による差異が品質に反映されるか。

加工の程度が比較的低くおおむね原形をとどめているか

消費者に誤認を与えるような表示実態があるか

他の方法では消費者の誤認を防ぐことは困難か

原材料の原産地がある程度一定しているか  
表示を事後的に確認する手法・体制は十分か

平成12年12月～平成14年8月  
8品目につき、順次表示を義務化

## 20食品群の表示義務化

平成15年2月～7月 食品の表示に関する共同会議 (第3回、第5回～第8回)

- ▶原料原産地表示の対象品目選定のあり方及び表示方法について検討。
- ▶水産庁、冷凍食品業界、豆腐業界、漬物業界から意見聴取。

平成15年8月 共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」公表

- ▶義務表示対象品目の選定については、以下の要件を満たす商品について、表示実行上の問題点等も考慮しながら、表示対象とすべきか否か検討すべき。  
原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、  
製品の原材料に占める主原料である農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

平成15年11月～平成16年2月 農水省において、表示を義務付けるべき加工食品の「品目群リスト」を公表し、全国9箇所で開催ヒアリングを実施。

平成16年2月～4月 食品の表示に関する共同会議 (第13回～第15回)

- ▶「品目群リスト」に加除すべき品目、その他追加の要望のあった品目について検討。
- ▶日本茶業界から意見聴取。

平成16年9月 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

## 緑茶飲料、あげ落花生の追加

平成17年7月～平成18年3月 食品の表示に関する共同会議 (第24回～第28回)

- ▶原料原産地表示の対象の見直しについて検討。

平成18年4月 共同会議報告書「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」公表

- ▶具体的な対象品目の見直しを行うに当たっては、20食品群選定時の基本的な要件(及び )に基づき、製造及び流通の実態、消費者の関心、表示の定着状況等を踏まえて判断する。

平成18年6月～7月 農水省において、パブリック・コメントで追加要望があった品目のリストを提示し、公開ヒアリング(東京)、意見募集を実施。

平成18年9月～平成19年3月 食品の表示に関する共同会議(第30回～第32回)

- ▶パブリック・コメント等の結果を踏まえ、表示対象として追加する品目の候補(緑茶飲料、あげ落花生)について検討。

平成19年10月 加工食品品質表示基準の一部改正、官報告示

# 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して 〔食品の表示に関する共同会議報告書(平成21年8月28日)〕の概要

## 検討事項

- ◆ JAS法に基づく加工食品の原料原産地表示の拡大に向けた表示の方法と品目の考え方について検討
- ◆ 事業者・消費者団体へのヒアリング、2,000人を対象としたウェブ調査や農林水産省ホームページを通じたアンケート調査、全国7か所での地域意見交換会の開催等を通じ、消費者の原料原産地情報への関心、様々な品目における原料原産地表示への取組や課題を把握

## 原料原産地情報の表示方法

- ◆ 加工食品の原料原産地表示の対象品目を拡大する際の3つの課題を提示し、新たな表示方法の導入を検討

課題 : 頻繁な原料原産地の切り替えへの対応  
課題 : 物理的スペースの制約  
課題 : 原料原産地情報の分からない輸入中間加工品への対応

切り替え産地を列挙する可能性表示

商品の内容と表示の内容が一致せず、かえって消費者に誤解を招く情報を与え兼ねないことから、導入することは不適切

「国産」・「外国産」又は「輸入」といった大括り表示

頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、導入は適切。ただし、その適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要

輸入中間加工品の原産国表示の方法の導入

原料原産地情報が不明な場合でも対応でき、導入は適切

# 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して 〔食品の表示に関する共同会議報告書(平成21年8月28日)〕の概要(続き)

## ・義務対象品目を選定する際の基本的な考え方

- ◆ 平成15年8月報告書「加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向」では、加工食品の原料原産地表示の目的を、「消費者の適切な選択に資する観点から、商品の品質に関する情報を適切に提供し、加工食品の原産地に関する誤認を防止する」と位置づけ、

**要件** : 原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、

**要件** : 製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が50%以上である商品

との品目横断的な基本的な要件を示した。

- ◆ 共同会議では、義務対象品目選定の際の基本的な考え方を改めて検証し、「要件 及び要件 を基本的に維持すべきものとする」とした。

## ・具体的な義務対象品目の選定

- ◆ 義務対象の候補となりうる品目としては、過去に検討した際、消費者等からの義務化の要望が強く、要件 及び要件 を満たすとして認められたものの、原料の産地の切り替えが頻繁である、原料として一般的に輸入中間加工品が使われている等、実行可能性の観点から表示義務を課せられなかった品目が考えられる。
- ◆ 義務対象品目の追加に当たっては、消費者等からの提案があった品目に対し、原料原産地の差が製品の品質に影響するか、生産・加工の実態等を踏まえた上で表示の実行可能性があるか等について、消費者団体、事業者、学識経験者等が公開の場で検討するとともに、地方においても公開ヒアリングを実施したり、パブリックコメントを活用すること等により、幅広い関係者の意見を聴取して検討するという、これまで実施してきた透明性の高い検討プロセスを維持していくことが必要である。